

〔貨物利用運送事業報告書記載要領について〕

◎事業概況報告書関係

1 貸借対照表及び損益計算書

（１）商法に基づく「株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び付属明細書に関する規則」（昭和３８年法務省令第３１号）により作成することを原則とする。

（２）証券取引法により、財務計算に関する書類の提出義務のある事業者については、同法に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和３８年大蔵省令第５９号）（同省令の取扱要領を含む。）により作成したものでもよい。

なお、貸借対照表及び損益明細書を別途作成する場合は、用紙の大きさを日本工業規格A列４番とする。

※HPで公開されている場合は添付を省略することができる。

2 事業概況報告書（第１号様式）

（１）事業概況総括表（第１表）

① 年月日欄は、当該事業年度の始期と終期を記載する。

② 運送機関の種類欄は、貨物利用運送事業を行っている運送機関（許可・登録を受けているもの。実績の有無は問わない）を全て○で囲む。

③ 経営形態及び資本金、主な株主並びに役員の各欄は、当該事業年度末のものを記載する。

④ 経営形態欄は、株式会社のように○で囲む。

⑤ 株式欄は、発行する株式の総数（定款記載の授權資本）及び発行済株式の総数を記載する。なお、株式会社以外は記載を要しない。

⑥ 主な株主欄は、所有株式の多い順に１０名を記載し、所有株式数及び発行済株式の総数に対する所有割合を（％）でそれぞれ記載する。合名会社、合資会社及び組合等にあっても出資者名、出資口数などについて株式会社に準じて記載する。

⑧ 役員の欄は、取締役（理事）及び監査役（監事）等の役職名（代表権を有する者については代表取締役社長等と明記し、その他の取締役についても専務取締役、常務取締役等と明記する。）氏名、常勤・非常勤の別、所有株式数（又は出資の額）及び発行済株式総数（又は出資の総額）に対する各所有割合を百分率（％）で記載する。なお、役員が多数で当該欄に記載しきれない場合は、当該欄を拡張するか又は別紙にて全員を記載する。

⑨ 経営している事業欄の兼営事業の名称は、当該年度中に経営した兼営事業の全部を記載する。例えば、一般貨物自動車運送事業、倉庫業、港湾運送事業、通関業等経営した全ての事業をその種類ごとに記載する。

⑩ 従業員数の欄は期中の平均従業員数を記載する。従業員数には役員も含めるが、無報酬の非常勤役員等は含めない。従業員数は主として当該事業に従事している

人数について各事業ごとに記載するが、社内において同一従業員が2以上の事業に従事するような勤務体制をとっている場合は、適正な配分方法により各事業に配分した人数を記載する。

- ⑪ 営業収入（売上高）構成比率の欄は、当該事業者の全事業の営業収入に対する各々の事業の営業収入割合を百分率（％）で記載する。なお、当該事業年度の途中において、休廃止した事業についても記載する。

2 貨物利用運送事業営業実績総括表（第2表）

- ① 運送機関別営業実績は、運送機関ごとの実績について記載するが、必要のない運送機関欄は様式から省略して作成することができる。
- ② 第一種貨物利用運送事業、第二種貨物利用運送事業の区分が困難である場合は、一括して計上することができる。この場合、一括計上した旨記載する。なお、明らかに区分できる場合（第一種貨物利用運送事業、第二種貨物利用運送事業のいずれか1つの資格しか有しない駅における取扱貨物等）についての実績は、当該事業の欄に記載する。
- ③ 営業損益の欄は、損失の場合には金額の前に△をつける。
- ④ 営業利益率は、「 $\text{営業損益} \div \text{営業収益} \times 100$ 」によって算出し、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを記載する。

3 貨物利用運送事業損益明細票（第2号様式）

- ① 運送機関の種類欄は、貨物利用運送事業を行っている運送機関を全て○で囲む。
- ② 損益明細票は、運送機関ごとの実績について記載するが、必要のない運送機関欄は様式から省略して作成することができる。
- ③ 営業収益及び営業費用の科目の名称は、記載令を参考として表示されているものである。備考にあるとおり、収益及び費用の性質を示す適当な名称を付した科目に細分し、記載する。

なお、科目欄の「・・・・」は、科目の追加が可能であることを示すものである。で、「雑収入」又は「その他経費」に集約することなく、重要と思われる科目（収益又は費用の全体に占める割合が比較的大きいもの）は極力追加すること。

（例：傭車・下請費、着地支払運賃等）

- ④ 第2号様式にある科目に計上されるべき収益、費用の内容は、次のとおりである。

◎貨物利用事業損益明細票

ア 営業収益の部

- (a) 利用運送運賃・料金・・・・荷主から収受する運賃・料金で、実運送に係る運賃料金、集貨・配達料、品目割増等の各種割増料金
- (b) 附帯業務収入・・・・・・保管料、移送料、荷役料等その他運送に関して求められるサービスに係る料金及び実費
- (c) 雑収入・・・・・・上記(a)(b)に計上されない当該事業に

係る収入

イ 営業費用の部

- (a) 支払運賃・料金・・・・・・・・運送事業者（貨物利用運送事業者を含む。）
に支払った運賃・料金
- (b) 人件費・・・・・・・・・・当該貨物利用運送事業の現業部門に係る人件
費
- (c) 物件費・・・・・・・・・・燃料油脂費（事業用自動車、荷役機械等に係
る燃料費、油脂費）、修繕費（事業用自動車、建物その他事業用固定資産（当
該事業の現業部門に係るものに限る。以下同じ。）の修繕に係る費用）、固
定資産売却費（事業用固定資産に係る減価償却費）
- (d) 保険料・・・・・・・・・・自動車損害賠償保険料、対人対物の任意保険、
当該事業の現業部門に係る火災保険、荷物保険、盗難保険等の保険料
- (e) 施設使用料・・・・・・・・社屋、事業用施設、社宅等の賃借に係る費用、
荷役機械等の賃借料等事業用固定資産に係る使用料
- (f) 租税公課・・・・・・・・当該事業用の土地、建物、構築物、機械装置
等に係る固定資産税、事業用自動車に係る自動車重量税、自動車税等の施設
賦課税
- (g) その他の経費・・・・・・・・旅費、被服費、水道光熱費、備品消耗品等
のうち現業部門に係るもの、その他上記（a）～（f）に計上されない当該事
業に係る費用

- ⑤ 営業費用の各科目の計上に当たって、当該事業とその他の事業とに関連する費
用がある場合には、各科目ごとに適正な配分方法をもって各事業に配分したうえ、
当該事業分を計上すること。

なお、自社の配分基準がない場合には、別紙「貨物利用運送事業とその他事業
とに関連する費用の配分方法（例）」を参考にしてもよい。

- ⑥ 備考4による実運送事業者に対する支払運賃・料金を営業収益及び営業費用と
しない会計処理を行う場合は、利用運送事業損益明細表の様式を下記のとおり変
更して記載する。

営 業 収 益	営 業 収 入	利用運送運賃・料金	
		支払運賃・料金	
		差引収益	
		附帯業務収入	
		・・・・・・・・	

.....			
合計			
営業	利用	人件費	
		物件費	

◎事業実績報告書関係

貨物利用運送事業事業実績は、前年４月１日から３月３１日までの１年間における取扱量の実績値を記載する。

１ 貨物利用運送事業実績報告書（第３号様式）

（１） 貨物利用運送事業実績総括表（第１表）

① 運送機関別事業実績は、発送に係る取扱量を事業の種別ごとに記載する。

なお、鉄道に係る貨物利用運送事業にあつては、到着（受取、配達）に係る取扱量を第二種貨物利用運送事業欄へ外数として（ ）で記載する。

② 他の貨物利用運送事業者から受託した取扱量は、該当欄へ外数として〔 〕で記載する。

③ 第一種貨物利用運送事業又は第二種貨物利用運送事業の区分が困難である場合は、一括して計上することが出来る。この場合、一括計上した旨を記載する。
 なお、明らかに区分できる場合（第一種貨物利用運送事業又は第二種貨物利用運送事業のいずれか１つの資格しか有しない駅における取扱貨物等）についての実績は、当該事業の欄に記載する。

（２） 国際貨物運送仕向地別取扱量（第２表）

① 仕向地欄は、第１表の事業の種別欄に記載した取扱量を仕向地別に細分したものを記載する。

② 比率の欄は、合計量に占める仕向地ごとの取扱量の割合を百分率（％）で記載する。

③ 外国人国際貨物利用運送事業者で、第一種貨物利用運送事業又は第二種貨物利用運送事業の区分が困難である場合は、（１）④と同様に集計したものを記載する。